

公園利活用トライアル事業実施要項（案）

※本事業の公募に関して、事前予告を行いますのでお知らせします。

※掲載している情報は現時点での予定であり、変更の可能性があります。

正式には公募開始後の実施要項をご確認ください。

※現在は事前予告期間のため、事前相談等の正式な受付は公募開始後に行います。

1 目 的

近年、人口減少や人口構造の変化、それに伴う県民ニーズの多様化等を契機とし、公共施設の維持管理・運営等において、官民連携による社会資本の整備・管理運営手法が注目されている。

都市公園においては、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質や公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とした「公募設置管理制度（Park-PFI）」をはじめとする積極的な民間活力の導入による魅力向上・にぎわい創出が期待されている。

本県では、公園利用者の利便性向上や公園の魅力向上を図るため、都市公園における民間活力の導入検討を進めている。

今年度においては、Park-PFIをはじめとした新たな官民連携手法の導入に向け、令和6年度・令和7年度のサウンディング調査で民間事業者から提案のあった事業等に関し、実際の集客性や採算性を確認するとともに、引き続き、民間事業者と対話を重ねながら、より具体的かつ実現性の高い事業条件や事業手法等を検討していくことを目的に「公園利活用トライアル事業」（以下「トライアル事業」という。）を実施します。

トライアル事業は、民間事業者に検討対象となる公園を暫定的に利用してもらい、民間事業者の提案事業を試験的に実施するものです。

2 対象公園（予定）

- (1) 鳴門ウチノ海総合公園
- (2) 月見ヶ丘海浜公園
- (3) 鳴門総合運動公園
- (4) 蔵本公園
- (5) 新町川公園
- (6) 徳島県立あすたむらんど

3 対象公園の概要

対象公園の概要は、「参考資料」をご確認ください。

4 実施方針（案）

- (1) 対象公園における様々な利活用の可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握するための試験的な事業を行うこととします。
- (2) 対象公園における提案の自由度を広げるため、既存の公園に対するイメージに捉われない、柔軟かつ独自性に富んだトライアル事業の提案を求めることとします。
- (3) 暫定利用期間中における一過性のイベントや一時的な営利のみを目的とせず、対象公園における民間活力の導入（官民連携事業）につながるトライアル事業の提案を求めることとします。

5 期待される効果

(1) 民間事業者のメリット

- ・公園の市場性、利用者ニーズ、採算性等を確認することができます。
- ・短期間での暫定利用のため、リスクが少なく参画できます。
- ・トライアル事業で得た知見等を踏まえ、事業条件を検討するため、官民での認識の齟齬を解消できます。

(2) 県のメリット

- ・公園の活用方法について、事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができます。
- ・民間活力の導入方法、事業条件等にトライアル事業の結果を反映することができます。
- ・民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

6 スケジュール（予定）

内 容	日 程
①事前相談・現地調査の受付 トライアル事業による暫定利用を希望する提案事業者（以下「利用希望者」という。）からトライアル事業に関する事前相談・現地調査を受け付けます。	調整中
②提案書の受付 利用希望者から提案書の提出を受け付けます。	
③提案審査・認定 提案内容を審査し、本トライアル事業の趣旨に合致する場合は、トライアル事業による暫定利用を実施する提案事業者（以下「暫定利用者」という。）として認定します。	
④審査結果の通知 利用希望者へ審査結果を通知します。	
⑤事前協議・各種申請書の提出 トライアル事業の実施前に事前協議を実施し、必要となる申請書を提出してください。	
⑥各種申請書の許可 各種申請書の許可後、個別に暫定利用者へ通知します。	
⑦暫定利用の実施 許可内容に応じた事業を実施してください。	
⑧実績報告書の提出 暫定利用終了後、実績報告書を提出してください。	
⑨ヒアリング調査 活用可能性等についてヒアリングを行います。	

7 参加資格要件（案）

(1) 参加者の条件

利用希望者は、本実施要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、提案内容を実行する意思と能力を有する法人又は法人グループとします。なお、グループで参加申込みをする場合には、参加申込み時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しないものとします。なお、参加申込み以降に次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。
- ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）。
 - ④暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者。
 - ⑤役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・暴力団の構成員等
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反する者として公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。
- ⑧労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ⑨特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。
- ⑩事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

8 提案内容の要件（案）

(1) 提案内容

トライアル事業の提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ①公園の利用に支障を及ぼさない利用内容であること。
- ②県と内容等について調整を行い、確実に実施できる利用内容であること。
- ③公園利用者の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ④他の利用者の対象公園利用を著しく妨げないこと。
- ⑤暫定利用に当たって、県の財政負担を求めるものではないこと。
- ⑥民間事業者による将来的に新たな常設施設の設置を伴う事業展開が想定されている内容であること。
- ⑦暫定利用期間中の一時的なイベントや営利活動のみではなく、事業としての実現可能性や継続性が検討され、今後の民間活力の導入につながる可能性が見込まれる内容であること。

※なお、対象公園である「新町川公園」については、当該公園の一部である通称「藍場浜公園・西エリア」において、新ホール整備事業を実施していることから、隣接する「藍場浜公園・東エリア」での新ホール整備後を見据えた利用内容の提案も期待する。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものはトライアル事業の提案の対象外とします。

- ①政治的活動又は宗教的活動。
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等。
- ③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。
- ⑤公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動。
- ⑥都市公園法や都市公園条例、その他法令で禁止されている行為。
- ⑦その他、県が対象公園で実施する内容として不適切と判断する行為。

(3) トライアル事業の実施可能期間（予定）

トライアル事業を実施できる期間（実施可能期間）は令和8年10月以降を想定しています。

(4) 実施に関する条件（案）

※対象公園ごとの実施に関する条件については、別紙「対象公園ごとの実施に関する条件（案）について」をご確認ください。

- ①トライアル事業の実施に係る費用については、原則、全て暫定利用者の負担とします。
- ②暫定利用者が実施するトライアル事業に関しては暫定利用者が責任を持って遂行し、トライアル事業に伴い発生するリスクについても、原則として暫定利用者が負うものとします。
- ③暫定利用に際して発生したゴミ（公園利用者に提供したサービスで発生したゴミも含む）の回収処理及びそれに係る費用は暫定利用者の負担とします。
- ④本申請とは別に、関係法令等に基づき必要となる許認可、届出その他の手続については、暫定利用者が自らの責任と負担において適切に行うものとします。
- ⑤各種申請や保険加入等に係る費用は暫定利用者の負担とします。
- ⑥暫定利用終了後は、暫定利用者の負担により原状回復することを原則とします。また、施設に損害等が発生した場合は、原因者の責任において復旧することとします。
- ⑦安全対策には万全を期し、他の公園利用者への配慮を行うとともに、万一、紛争や事故等が生じたときは、暫定利用者において解決してください。

9 トライアル事業の流れ（予定）

(1) 事前相談（必須）・現地調査

- ・申込みに係る提案書を提出する前に、提案書作成のための事前相談を実施します。
- ・提案を検討の場合、提案書提出に先立ち、事前に検討中の提案内容を相談してください。事前相談のない提案は受け付けませんので、必ず事前相談をお願いします。
- ・「事前相談申込書（様式1）」に必要事項を記入の上、提出してください。
- ・事前相談は、事前に県と日程調整した上で行うこととします。
- ・提案書作成のために対象公園の現地調査を希望する場合は、必ず事前相談でその旨を申し出た上で、「現地調査申込書（様式2）」を提出してください。県が認める場合に限り、現地調査の実施は可能ですが、公園利用者等の利用を妨げないように注意してください。
- ・提案書作成のために必要な情報を県に求める場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。後日、県から情報提供の可否を連絡します。

(2) 提案書の受付

- ・事前相談いただいた内容について、提案を受け付けます。利用希望者は、次の書類に必要事項を記入の上、提出してください。

提出書類	様式
参加申込書兼誓約書	様式 3
暫定利用希望者の概要	様式 4
公園利活用トライアル事業提案書	様式 5
都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書 ※発行日から3ヶ月以内のものであること。写しの提出も可。	

※複数の公園で利用を希望する場合、公園利活用トライアル事業提案書を公園ごとに作成してください。

(3) 提案審査・認定

①提案審査

- ・提案書に基づき、県において、次の視点から提案内容を審査し、トライアル事業の趣旨に合致する内容であれば、暫定利用者として認定します。なお、必要に応じてヒアリング（提案書の内容確認など）を実施することがあります。

※提案審査は、暫定利用者を1者に特定するものではありません。

- ◇対象公園における官民連携事業の趣旨を理解した提案内容であること。
- ◇公園利用者の利便性やサービス等の向上が見込まれる提案内容であること。
- ◇実現可能な提案内容であること。
- ◇無理なく確実に実施できる運営体制が確保された提案内容であること。
- ◇将来的な事業実施を見据えた提案内容であること。
- ◇トライアル事業実施中の不測の事態に備えた安全対策が含まれた提案内容であること。

- ・トライアル事業の実施に当たっては、対象公園の有効活用に向けて幅広い可能性を検証するため、複数の利用希望者の実施希望期間や場所が重なった場合、重複している期間や場所において、各利用希望者の提案内容を踏まえて、複数の利用希望者にトライアル事業を実施していただけるよう実施内容や日程、場所を調整させていただきます。

②認定の取り消し

利用希望者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を認定の対象から除外し、又は暫定利用者としての認定を取り消します。なお、暫定利用中に当該事項に該当することが判明した場合は、事業を中止していただきます。

- ・提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ・参加申込み以降に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・著しく社会的信用を損なう行為により、公園を利用してトライアル事業を実施することについて、県がふさわしくないと判断したとき。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、利用希望者に通知します。なお、審査経緯については、公表しません。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めません。

(5) 事前協議・各種申請書の提出

- ・審査の結果、暫定利用者として認定した者は、トライアル事業の実施前に、県との間で、事業実施に向けた必要な条件等を確認するための事前協議・調整を実施することとします。
- ・暫定利用者は、提案内容及び事前協議により取り決めた事項に基づき、県が別途指定する期日までに、次の申請書を各施設管理者に提出してください。

対象公園	申請書	提出先
①鳴門ウチノ海総合公園	徳島県都市公園条例に規定する「都市公園占用許可申請書」、又は「都市公園内行為許可申請書」	徳島県土整備事務所 鳴門支所
②月見ヶ丘海浜公園		
③鳴門総合運動公園		
④蔵本公園		徳島県土整備事務所
⑤新町川公園		
⑥徳島県立あすたむらんど	徳島県公有財産取扱規則に規定する「行政財産使用許可申請書」	施設活用推進室

(6) 各種申請書の許可

許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり対象公園を利用し、申請した利用内容に応じたトライアル事業を実施することができます。

(7) 暫定利用の開始

- ・ 提案内容及び事前協議により取り決めた事項を遵守し、トライアル事業を実施してください。
- ・ 告知を含む、トライアル事業の準備から撤去まで、暫定利用者の責任の下、適切に実施してください。
なお、トライアル事業に係る経費は、暫定利用者が負担するものとします。
- ・ 暫定利用期間中に暫定利用者において、利用者アンケート調査を実施し、公園利用者のニーズや市場性の把握を行ってください。
- ・ 申請した利用内容に反するなど、トライアル事業の目的から逸脱し、県からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、トライアル事業を中止することがあります。

(8) 実績報告書の提出（必須）

暫定利用者は、トライアル事業の実施により得られた情報等（利用者アンケート調査結果を含む）を県に提供するため、暫定利用終了後、県に対して速やかに（20日以内）事業の「実績報告書（様式6）」を提出してください。

(9) モニタリング調査・ヒアリング調査（必須）

- ・ 暫定利用期間中にモニタリング調査を実施することがあります。
その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力することとします。
- ・ 暫定利用終了後に実績報告書の内容を基にヒアリング調査を実施します。
なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、県と日程調整した上で行うこととします。
- ・ ヒアリング調査では、トライアル事業の実施結果を踏まえた将来的な事業展開の可能性や実現に向けた課題等を提案してください。

(10) 実績報告の公表

トライアル事業の実施結果の概要については、暫定利用者のアイデア及びノウハウの保護のため、事前に暫定利用者の確認を得た上で、内容の一部を公表する場合があります。

10 提案に当たっての留意事項（予定）

(1) 費用負担

参加申込みに関する全ての書類作成及び提出に要する費用は、利用希望者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い及び特許権等

- ①提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ②提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。
- ③提出書類について情報公開請求があったときは個人情報の保護に関する法律に基づく不開示情報を除き、原則公開するものとします。

(3) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に利用希望者の責任において徳島県都市公園条例などの関係法令等を確認し、トライアル事業の実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) その他

- ・トライアル事業の実施後、その結果を精査の上で民間活力導入の実現性を検討することから、必ずしも官民連携事業を実施するものではありません。
- ・トライアル事業で提案をいただいた内容は、今後の民間活力導入に向けた検討の参考としますが、必ずしも反映されるものではありません。